平成２５年（フ）第４７号
熊本県宇城市松橋町松橋1852番地１
債務者　米岡　　浩
１　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５６４号
沖縄県那覇市字与儀49番地　希望荘405
債務者　島袋　哲治
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５号
沖縄県那覇市楚辺２丁目11番７号
債務者　兼元　良治
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８１７号
千葉県松戸市六高台８丁目144番地の10
債務者　下谷亜由美
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８３７号
千葉県松戸市小金原４丁目33番地の５　ヒルズさくら通り302号
債務者　鎌田　福伊
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８３９号
千葉県柏市高柳1567番地59
債務者　竹内　樹里
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４６号
千葉県流山市三輪野山１丁目1078番地　三輪野山団地302
債務者　眞島　　聡
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４号
千葉県野田市木間ケ瀬740番地８
債務者　益田　照夫
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０号
千葉県鎌ケ谷市東中沢３丁目15番13号
債務者　杉山　俊之
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２１号
千葉県鎌ケ谷市東中沢３丁目15番13号
債務者　杉山　弥生
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３０号
千葉県柏市十余二254番地464　レーベンハイム柏409号
債務者　川崎　圭一
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３１号
千葉県柏市十余二254番地464　レーベンハイム柏409号
債務者　川崎　悦子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１９号
山口県光市中央２丁目18番24号
債務者　磯部　浩二
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１２２号
山口県周南市河東町３番13番地　エクセルナカガワ305号
債務者　原田　淑代
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第３号
山口県周南市大字呼坂1100番地の352
債務者　中村　晋一
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４号
山口県下松市桜町１丁目７番４―35号、前住所広島県広島市西区小河内町１丁目22番６―505号
債務者　杉元　香代
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５号
山口県周南市岐南町５番１―205号
債務者　渡邊　貴子
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部